

事 務 連 絡  
平成26年1月10日

関係各研究機関  
科学研究費助成事業担当課 御中

文部科学省研究振興局学術研究助成課

平成26年度科学研究費助成事業の「調整金」に係る改善について

平素より、科学研究費助成事業についてご尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成26年度科学研究費助成事業の予算案については、前年度とほぼ同額の助成額を確保するとともに、日本学術振興会特別研究員（PD）の受入れ環境の整備や調整金の改善、交付業務の一元化を進め、制度の充実・効率化を図ることとしております。（別紙1）

特に、今年度から導入した、基金化されていない研究費の前倒し使用、一定の要件を満たした場合の次年度使用を可能とする「調整金」については、研究機関からの要望等も踏まえ改善を行い、補助金の使い勝手を更に向上させることを予定しておりますので、関係者への周知及び制度の活用をお願いいたします。（別紙2）

なお、今回の改善に伴う具体的な手続きや申請書の様式等については、4月下旬に独立行政法人日本学術振興会から別途通知する予定です。

**【本件連絡先】**

文部科学省研究振興局  
学術研究助成課研究費総括係（豆佐、小吹）  
電話：03-5253-4111(代表)（内線 4091）  
FAX：03-6734-4093  
E-mail：kenjo@mext.go.jp

# 科学研究費助成事業（科研費）～学術研究を支える競争的資金の充実～

平成26年度助成額：230,451百万円（※）  
 （平成25年度助成額：231,790百万円）  
 【対前年度：▲1,339百万円】

平成26年度予定額：227,616百万円  
 （平成25年度予算額：238,143百万円）

## 概要

科研費はすべての研究活動の基盤となる「学術研究」を幅広く支援することにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で大きな役割。このため、前年度とほぼ同額の助成額を確保するとともに、若手の特別研究員の受入れ環境整備や調整金の改善、交付業務の一元化を進め、科研費制度の充実・効率化を図る。

＜平成26年度において、以下の取組みにより、科研費制度の充実・効率化を図る＞

◆ **日本学術振興会特別研究員（PD）の受入環境の整備**  
 （「特別研究員奨励費」の一部に間接経費を措置）

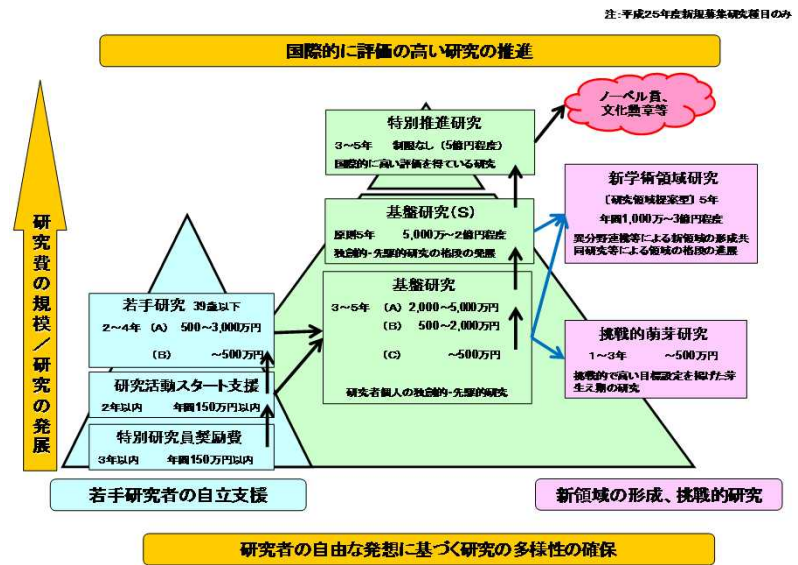
日本学術振興会の特別研究員（PD）の受入研究機関が、PDの受入れ研究環境を整備できるよう、PDに交付する「特別研究員奨励費」に間接経費（直接経費の30%相当額）を措置。

◆ **補助金の使い勝手を更に向上させる「調整金」の改善**

- ① **次年度使用配分額の上限を原則として「未使用額全額」に**  
 現在、次年度使用の配分額は、予算の範囲内で、前年度の未使用額の9割を上限として配分することとしているが、原則として未使用額全額を上限として配分できることとする。
- ② **次年度使用の対象となる未使用額の下限の引き下げ**  
 現在、次年度使用の対象となる未使用額の下限は、10万円以上としているが、この下限を5万円以上とし、対象課題を拡大する。
- ③ **申請手続きの簡素化による調整金交付の早期化**  
 現在、次年度使用の調整金は各機関に10月下旬に送金しているが、申請手続きを簡素化し、交付時期を2ヶ月程度早期化する。

◆ **日本学術振興会へ交付業務を一元化**

日本学術振興会の次期中期目標等を踏まえ、現在文部科学省が審査・交付業務を行っている「特別研究促進費」及び「特定奨励費」の交付業務を日本学術振興会に移管。これにより科研費のすべての交付業務を日本学術振興会に一元化。



【※補足】平成23年度から一部種目について基金化を導入したことにより、予算額（基金分）には、翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を表さなくなったことから、予算額と助成額を並記。



# 平成26年度予算における「調整金」の改善

## ◎ 「調整金」の特徴

- 平成25年度予算において、基金化されていない科学研究費補助金部分の使い勝手を向上させるため、「調整金」の枠を設定。
  - これにより、研究費の「前倒し使用」、一定要件を満たす場合の「次年度使用」が可能。
- ※ 研究費を次年度に持ち越して使用する場合は、まずは繰越しによって対応することが基本。

## ◎ 平成26年度予算における「調整金」の改善のポイント

### 1. 次年度使用配分額の上限を原則として「未使用額全額」に(9割 → 全額)

現在、次年度使用の配分額は、予算の範囲内で、前年度の未使用額の9割を上限として配分することとしているが、原則として未使用額全額を上限として配分できることとする。

※ 全額配分が適切かどうかは別途添付する理由書によりチェック

### 2. 次年度使用の対象となる未使用額の下限の引き下げ(10万円以上 → 5万円以上)

現在、次年度使用の対象となる未使用額の下限は、10万円以上としているが、この下限を5万円以上とし、対象課題を拡大する。

### 3. 申請手続きの簡素化による次年度使用の調整金交付の早期化(10月下旬頃 → 8月下旬頃)

現在、次年度使用の調整金は各機関に10月下旬に送金しているが、申請手続きを簡素化し、交付時期を2ヶ月程度早期化する。